

PCT NEWSLETTER

<https://www.wipo.int/pct/ja>

2021年1月号 | No. 01/2021

この日本語抄訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の主要項目の翻訳を提供しています。「PCT 最新情報 (PCT Information Update)」の詳細、「PCT セミナーカレンダー (PCT Seminar Calendar)」、「PCT 手数料表 (PCT Fee Tables)」及び「PCT 締約国一覧 (PCT Contracting States)」につきましては英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

英国による特許協力条約に関する宣言

英国政府は 2020 年 12 月 23 日付けで、特許協力条約の英国の批准をガーンジー管区の領土に拡張する旨の宣言を寄託しました。当該管区の外交は英国が管轄しています。本領土に関する当該宣言は、2021 年 3 月 23 日に発効します。

詳細は、以下のリンクに掲載されている PCT に関する通知第 218 号をご参照下さい。

https://www.wipo.int/treaties/en/notifications/pct/treaty_pct_218.html

工業所有権の保護に関するパリ条約の英国の批准が、2020 年 11 月 13 日付けでガーンジー管区の領土に拡張された旨は、以前お知らせしました (PCT ニュースレター 2020 年 9 月号をご参照下さい)。

(PCT 出願人の手引、付属書 A 及び C (GB) が更新されました)

英国によるブダペスト条約に関する宣言

英国政府は 2020 年 1 月 1 日付けで、特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約の英国の批准をガーンジー管区、マン島及びジブラルタルの領土に拡張する旨の宣言を寄託しました。それら領土の外交は英国が管轄しています。本領土に関する当該宣言は、2021 年 1 月 1 日に発効しました。

詳細は、以下のリンクに掲載されているブダペストに関する通知第 341 号をご参照下さい。

https://www.wipo.int/treaties/en/notifications/budapest/treaty_budapest_341.html

委任状の放棄

PCT 規則 90.4(d) 及び 90.5(c) に基づく通知 (イタリア特許商標庁)

受理官庁としてのイタリア特許商標庁は、別個の委任状及び/又は包括委任状の写しを提出するよう規定する PCT 規則 90.4(b) 及び 90.5(a)(ii) に基づく要件を放棄する旨を、国際事務局へ通知しました。2021 年 3 月 1 日以降に提出される国際出願に適用されます。

ただし、以下の特定の状況下では、引き続き別個の委任状又は包括委任状の写しが要求されます。

- 代理人が
 - イタリアにおいて業として手続をとる権能を有している（適切な公式登録簿か専門職の名簿に登録されている）弁理士又は弁護士ではない場合、或いはかかる弁護士を雇用している弁護士事務所ではない場合
 - 欧州連合の別の加盟国で資格を有し、イタリアにおいて一時的に所定の専門行為に従事する権能を有している弁理士又は弁護士ではない場合
- 代理人として行動する資格に関して妥当な疑義のある場合
- 共通の代表者である場合（この場合には別個の委任状が要求されます）

但し、代理人又は共通の代表者が国際段階期間中に取下げの通告をする場合には、常に委任状が要求されることにご注意下さい（PCT 規則 90.4(e) 及び 90.5(d)）。

委任状の放棄に関する背景情報は、PCT ニュースレター 2004 年 1 月号の 2 ページをご覧ください。

https://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2004/pct_news_2004_1.pdf

（PCT 出願人の手引、附属書 C（IT）及び “Offices (or Authorities) which have notified WIPO of waiver(s) of the power of attorney requirement under PCT Rule 90.4(b) and/or 90.5(a)(ii)”（英語版）の一覧が更新されました）

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS)

国立工業所有権機関 (フランス)

国立工業所有権機関 (INPI) (フランス) が、2020 年 12 月 1 日から、DAS 提供庁として運用開始する旨のお知らせは、PCT ニュースレター 2020 年 10 月号に掲載されました。そのお知らせに関する情報です。INPI はその後、(2020 年 12 月 1 日以降に出願されたものに限らず) 2019 年 10 月 1 日以降に当該官庁に対し出願された優先権書類としての特許、実用新案及び PCT 出願の認証謄本を提供する旨を IB に通知しました。ただし、出願人が DAS サービス上で利用可能にされるよう明確に請求した場合に限ります。

DAS に関する通知は随時更新されています。以下のリンクからご参照下さい。

www.wipo.int/das/en/participating_offices/details.jsp?id=11651

PCT 最新情報

BY: ベラルーシ (手数料)
ES: スペイン (手数料)
GM: ガンビア (手数料)
ID: インドネシア (国内段階移行に関する特別な要件)
KP: 朝鮮民主主義人民共和国 (国際公開後の仮保護)
MG: マダガスカル (手数料)
VN: ベトナム (手数料)

調査手数料及び国際調査に関するその他の手数料 (欧州特許庁、連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦)、イスラエル特許庁、国立工業所有権機関 (ブラジル)、北欧特許機構 (修正)、米国特許商標庁)

予備審査手数料及び国際予備審査に関するその他の手数料 (イスラエル特許庁、スペイン特許商標庁)

例外的な閉庁日

PCT 規則 80.5 は、国際出願に関連する文書及び手数料が官庁に到達すべき期間の末日が、当該官庁が公の事務の処理のために公衆に対して開庁していない日に当たる場合には、その期間は、後続の最初の就業日に満了するよう延長されることを規定しています。

フィリピン知的所有権庁

フィリピン知的所有権庁は、悪天候のため、2020 年 11 月 11 日から 13 日まで公務を休業しました。

米国特許商標庁による 2020 年 12 月 24 日の閉庁

連邦政府の公式な閉庁により、米国特許商標庁 (USPTO) は、前もって予定されていた 2020 年 12 月 25 日の閉庁に加えて、12 月 24 日も公務を休業しました。

閉庁に関する通知は、USPTO のウェブサイトに掲載されました。以下のリンクをご覧ください。

<https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/uspto-closed-20201218.pdf>

ジョージア国家知的所有権センター (SAKPATENTI)

ジョージア国家知的所有権センター (SAKPATENTI) は、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の流行に伴う事態を受けて、2021 年 1 月 4 日から 15 日まで公務を休業する旨を国際事務局 (IB) に通知しました。

閉庁に関する通知は SAKPATENTI のウェブサイトに掲載されています。以下のリンクをご覧ください。

http://www.sakpatenti.gov.ge/en/news_and_events/317/

官庁により IB へ提供される閉庁日に関する追加情報は、以下のリンクに掲載されています。

<https://www.wipo.int/pct/dc/closeddates/>

PATENTSCOPE ニュース

国内コレクション

チェキア、前チェコスロバキア、オランダ、セルビア、スロバキアとスウェーデンの国内特許コレクションが、この度 PATENTSCOPE 検索システムでご利用可能になりました。以下のリンクからご利用下さい。

<https://patentscope.wipo.int/search/en/advancedSearch.jsf>

チェキアと前チェコスロバキアのコレクションは、43 万 7 千件の文献を収録しており、オランダは 21 万 6 千件以上、セルビアは約 1 万 5 千件、スロバキアは 3 万 3 千件以上、そしてスウェーデンのコレクションは、およそ 19 万件の文献を収録しています。この新コレクションの追加により、PATENTSCOPE で利用可能な国内コレクションと広域コレクションを提供する官庁数は 69 になりました。ただし、前ソビエト連邦と前ドイツ民主共和国のコレクションは、(以前は、それぞれロシア連邦とドイツの国内コレクションに含まれていましたが) 現在は、単独のコレクションとして数えられている点にご留意下さい。したがって、それらのコレクションについては、WIPO 標準 ST.3 では異なる 2 文字コードが表示されています。

また、400 万件の日本語による実用新案も PATENTSCOPE でご利用可能になりました。これら日本語による実用新案にアクセスするには、以下のクエリをお使い下さい。

CTR:JP and (DTY:U OR DTY:Y OR DTY:U? OR DTY:Y?)

グローバルドシエ情報

今般、インド、ニュージーランドと大韓民国からのグローバルドシエ情報も PATENTSCOPE からご利用可能になりました。これらの情報は、すでに他の参加庁から提供されている情報に追加されます。ドシエ情報は、関連する出願の「文書」(Documents) タブからアクセスできます。そして、調査報告、官庁からの通知や出願人と特許庁間の通信をはじめとする、審査過程を通じて特許出願の進捗に関する最新情報を提供します。

PCT 関連資料の最新/更新情報

官庁向け ePCT ユーザガイド

官庁向け ePCT ユーザガイドは、受理官庁、指定官庁や国際機関による ePCT の利用に関する詳細情報を提供しています。本ガイドが 2021 年 1 月 5 日付けで更新されました。以下のリンクに掲載されています。

https://www.wipo.int/pct/en/epct/pdf/epct_office_user_guide.pdf

セミナー資料

PCT 手続全般を網羅するセミナー資料が、2020 年 12 月付けで英語版と中国語版で、2020 年 1 月付けで仏語版で更新されました。それぞれ、以下のリンクからご利用可能です。

https://www.wipo.int/pct/en/seminar/basic_1/index.html

https://www.wipo.int/pct/zh/seminar/basic_1/index.html

https://www.wipo.int/pct/fr/seminar/basic_1/index.html

その他の言語は準備中です。

国際調査及び予備審査ガイドライン (ロシア語版)

2020 年 7 月 1 日に発効した国際調査及び予備審査ガイドラインのロシア語版が、ご利用可能になりました。以下のリンクに掲載されています。

www.wipo.int/pct/ru/texts/pdf/ispe.pdf

2021 年 4 月 26 日 世界知的所有権の日

今年のテーマ

世界知的所有権の日 (ワールド IP デー) 2021 年のテーマは、「IP & SMEs (知的所有権と中小企業): あなたのアイデアをマーケットへ」です。世界中で日々活動している数百万のどの中小企業 (SMEs) も、誰かのアイデアが形となり、マーケットへ進出しました。アイデアは、育まれ、豊かな創造性と、専門技術、そして商才によって形となることで、ビジネスの発展、経済の再生と人類の進化を後押しする IP の財産となります。経済回復が必要不可欠である今般、2021 年のワールド IP デーでは、経済における中小企業の重要な役割に焦点を当て、彼らがどのように知的財産 (IP) 権を使って、より強固で、優位性があり、再生力のあるビジネスを作り上げていけるのかを紹介しています。

IP 分野の初心者にとっては、今年のワールド IP デーは、アイデアをマーケットで商業化する際に、IP 制度を構成する、商標、意匠権、著作権、特許、企業秘密、地理的表示のツールが、どのように中小企業を支援できるのかを知る機会です。さらに、今年のテーマでは、それら企業にとって望ましい環境を提供し、イノベーションとクリエイティビティ、経済再生力と雇用の創出を促進すべく役割を担っている WIPO や世界各地の国内や広域 IP 官庁の中心的な役割についても紹介しています。

めいめいの中小企業が誇る豊かなクリエイティビティと変革を試みる勇気、そして私たちの日々の生活を豊かにすべく彼らの貢献を共に祝いましょう。そして、地域の企業とその素晴らしいイノベーションをサポートしていきましょう。

詳細は、以下のリンクから、WIPO ウェブサイトをご覧ください。

www.wipo.int/ip-outreach/en/ipday/

世界知的所有権の日とは

WIPO 加盟国は、2000 年に IP の一般的な理解を深める目的で、1970 年に WIPO 条約が発効した日である 4 月 26 日を世界知的所有権の日 (ワールド IP デー) として指定しました。それ以来、ワールド IP デーには、IP がイノベーションやクリエイティビティを推奨し、ビジネスの成長や雇用の創出、また経済発展や活気のある文化活動を支援する上での役割についてより理解や認知度を深めるため、世界中の人々と参加するユニークな機会を毎年提供してきました。

実務アドバイス

PCT-SAFE から ePCT への移行 (受理官庁としての米国特許商標庁に対して出願する出願人の例)

Q: 当社は、受理官庁としての米国特許商標庁 (RO/US) に対して多数の PCT 出願を提出しています。これまで出願様式の作成には PCT-SAFE ソフトを利用してきましたが、多くのユーザのソフトをインストールしたり、ソフトを頻繁に更新するのは面倒で時間がかかります。RO/US に対する出願における出願様式を作成するための ePCT の利用に関する規制が緩和されたと知りました。もし外国出願許可があれば、今後 ePCT を利用できるのでしょうか？また、国際出願の出願方法や管理を学べる ePCT スタートガイドのトレーニングはありますか？

A: 米国特許商標庁 (USPTO) が 2020 年 9 月 30 日付で外国出願許可に関する規則改正を採択したことは、PCT ニュースレター 2020 年 10 月号でお知らせしました。当該規則改正では、受理官庁としての USPTO (RO/US)¹ に対して出願するための国際出願の作成支援を目的として、出願人による ePCT の利用を促進しています。これにより、米国の PCT 出願人は以下を条件として、

- 出願前に必要な外国出願許可を取得済みであることを含む国の安全に関する規定を充足していること、そして
- USPTO から取得した外国出願許可の範囲内に含まれていない追加の発明の対象を入力 (転送) しないこと

今後は ePCT を利用して国際出願を作成することができるようになりました。そして、要約のテキスト、検証済みの出願様式や発明の名称を含めた .zip ファイルを生成して、残りの出願部分と共に RO/US にアップロードできるようになりました。なお、このアップロードは USPTO の電子出願システム (EFS-Web か Patent Center のうちいずれか) を介してでき、これまでの技術データを ePCT へ入力 (転送) する際の心配は不要になりました。詳細は、PCT ニュースレター 2020 年 10 月号 2 ページ (「国際出願の電子出願及び処理」のトピック) を、以下のリンクからご参照下さい。

https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/newslett/2020/10_2020.pdf#page=2

また、米国連邦公報に掲載された情報は、以下のリンクからご覧下さい。

<https://www.federalregister.gov/documents/2020/09/30/2020-18743/facilitating-the-use-of-the-world-intellectual-property-organizations-epct-system-to-prepare>

当該規則改正を受け、必要な外国出願許可に関する要件が充足されていることを条件として²、米国の PCT 出願人は、ePCT を利用して PCT 出願を作成する際のメリットを享受しながら RO/US に対し出願

¹ 先の外国出願許可の規則では、外国の PCT 受理官庁 (例えば、受理官庁としての国際事務局) に出願するための国際出願を作成する目的で、ePCT を利用して技術データを入力 (転送) することは、以前から許可されていました。一方、同規則では、RO/US に対して出願するための国際出願を作成する目的で、ePCT を利用して技術データを入力 (転送) することは、許可されていませんでした。

² ePCT で願書様式や要約を作成し、.zip ファイルを生成して RO/US に対してアップロードする時点でまだ外国出願許可を得ていなければ、要約及び/又は発明の名称の形式として技術データを ePCT へ入力 (転送) することが心配な場合があるでしょう。この場合には、その時点で、ePCT 出願データパッケージの内容から要約及び/又は名称を削除することができます。なお、外国出願許可があっても、出願にその許可の範囲を超える追加の主題が含まれている場合にも、この方法が推奨されます。

することができます。上述した PCT ニュースレターの記事では、ePCT を利用する主な利点についても概説しています。特に ePCT システムはウェブベースの出願であるため、PCT-SAFE とは異なり、煩雑なソフトのインストールや更新が必要ない点などです。また、RO/US が国際事務局 (IB) に対して出願を送付すると即時に、その出願は、作成時に当該出願にアクセスできていた (又はアクセスを付与されていた) ePCT ユーザの「ワークベンチ」にて利用可能になります。

WIPO ウェブサイトには、ユーザの ePCT 利用開始を支援する豊富な情報が掲載されています。

例えば、以下のリンクからアクセスできる各種機能の説明書に加えて、

<https://pct.wipo.int/ePCTExternal/pages/landing.xhtml>

PCT の eServices Help ウェブページ上には、ユーザガイドや手順書が掲載されています。以下のリンクからご利用下さい。

https://pct.wipo.int/pct/en/epct/pdf/pct_wipo_accounts_faq.html

以下は、特にあなたのケースに関連したページです。

– 「ePCT スタートガイド」 (日本語版):

https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/epct/pdf/epct_getting_started.pdf

– “Filing an application” (英語版):

<https://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=196>

特に、“Filing at RO/US using ePCT in combination with EFS-Web” (英語版):

<https://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=452>

– “eOwnership, eHandshakes and Access Rights” (英語版):

<https://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=693>

ePCT システムでは、デモ版が設定されており、出願人は「実際の」出願を提出する前にシステムに使い慣れておくことができます。

また、依頼があれば WIPO は、企業向けのオンライントレーニングを実施することができます。セッションはニーズに合わせて、参加者の PCT 知識のレベルによって対応可能です。ePCT を使い始めるユーザ向けのトレーニングでは、以下の内容を紹介することができます。

- 高度認証を使った WIPO アカウントの作成
- eHandshakes、アクセス権の付与と出願のデフォルト設定
- ePCT ワークベンチのナビゲーション
- 新規国際出願 の作成と提出、そして
- 提出した国際出願の管理

すでに基本的な ePCT 機能を熟知しているユーザや、ePCT が提供する広範な一連の機能について学びたいユーザには、上級者向けトレーニングも実施可能です。幅広い一連の機能を使うことで、PCT 出願の管理がより効率的になります。

ニーズに合わせた PCT トレーニングの依頼に関する詳細は、以下のリンクから、PCT ニュースレター 2018 年 10 月号に掲載された実務アドバイスをご参照下さい。

https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/newslett/2018/newslett_2018.pdf#page=69

ePCT に関する具体的なトレーニングの実施可能性については、pct.eservices@wipo.int まで電子メールをお送り下さい。

また、ePCT 関連のセミナーやウェビナーについては、以下のリンクから、PCT セミナーカレンダーもご確認下さい。

<https://www.wipo.int/pct/en/seminar/seminar.pdf>

なお、大半の受理官庁では、すでに PCT-SAFE 出願の受理を停止しており、受理官庁としての IB (RO/IB) も、停止予定の日はまだ公表していませんが、今後その意向である点にご留意下さい。そのため、まだ PCT-SAFE を利用しているユーザの皆様には、国際出願を提出する受理官庁にて利用可能であれば、ePCT の利用開始を強くお勧めいたします。ePCT を利用した国際出願を受理している RO の現時点での一覧は、<https://pct.wipo.int/ePCTExternal/pages/EFilingServers.xhtml?lang=ja> からご覧下さい。

リマインダのためお知らせしますが、PCT 締約国の国民及び/又は居住者が RO/IB に対して出願する場合、適用される国の安全に関する要件が充足されていることを条件として、ePCT を利用した PCT 出願を提出することができます。

PCT ニュースレター 2020 年 12 月号の実務アドバイスにおける修正 (訳者注: 日本語版では修正済み)

PCT ニュースレター 2020 年 12 月号に掲載された実務アドバイスの脚注 4 にタイプミスがありましたのでご留意下さい (訳者注: 英語版のみ)。国際出願手数料の額は、1,330 スイスフランであり、1,300 スイスフランではありません。